平成２９年（フ）第１９号
熊本県荒尾市桜山町１丁目10番15号
債務者　松島　研三
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙瀬　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１２９０号
大阪府高槻市郡家新町66―20　ハイムＫＳ205、住民票上の住所岐阜県可児市緑６丁目61番地
債務者　森　　初彦
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名越　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３３号
名古屋市東区大幸南２丁目２番11―301号　アーバニア大幸南
債務者　大竹　信彦
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠山　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２１号
埼玉県川口市戸塚東２丁目３番12号　プレーリ103
債務者　堀川　真宏
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６１５号
仙台市泉区八乙女１丁目13番地の５　パレスエヴァ八乙女102
債務者　後藤　　綾
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３０号
仙台市青葉区宮町１丁目３番35号　コーポＳ101
債務者　東海林浩志
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６１号
宮城県富谷市日吉台３丁目10番地６
債務者　保坂　寛子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６６号
仙台市若林区上飯田１丁目24番38号　カルムメゾン201
債務者　大岡　一美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
茨城県猿島郡境町大字上小橋118番地５、前住所茨城県石岡市旭台１丁目10番３号　星野住宅６号棟
債務者　川澄　正明
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１８１号
茨城県坂東市岩井4502番地10　野口マンション303号
債務者　**廣**瀬　正夫
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６７号
千葉県茂原市粟生野3548番地18
債務者　市川まりこ
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
千葉県茂原市北塚947番地46
債務者　髙島　拓之
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
千葉県長生郡一宮町一宮3223番地１
債務者　加藤　秋子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
千葉県長生郡長柄町長柄山394番地
債務者　黒須　　正
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
千葉県長生郡長生村七井土1451番地６
債務者　長谷部昭一郎
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
千葉県長生郡長生村七井土1451番地６
債務者　長谷部広美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係